

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の在り方に関する検討会

開催要綱

1. 趣旨

社会福祉施設職員等退職手当共済制度（以下、「退職手当制度」という。）は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき社会福祉施設等に従事する職員に対して退職手当金を支給することをもって、社会福祉事業の振興に寄与することを目的として、昭和36年に創設された制度であり、これまで60年以上にわたり、社会福祉施設等に従事する人材の確保を支える仕組みとして、福祉サービスの安定的な提供と質の向上に一定の役割を果たしてきた。

一方で、制度創設から長期間が経過し、社会経済情勢が大きく変化する中で、近年は退職者数の増加や勤続年数の長期化に伴う退職手当給付額の上昇に伴い、退職手当の財源となる掛金額の引上げが続くなど、制度を取り巻く環境が大きく変容している。

このような状況を踏まえ、本検討会は、退職手当制度が将来にわたり人材確保と定着による福祉サービスの安定的な提供及び質の向上に資する制度として安定的に運用されるよう、今後の制度の在り方を検討する。

2. 検討事項

退職手当制度の持続可能性の確保等に向けた制度の在り方 等

3. 構成員

検討会の構成員は、学識経験者、事業者団体、労働者団体等の中から厚生労働省社会・援護局長が委嘱する。

4. その他

- (1) 検討会は、厚生労働省社会・援護局長が構成員の参集を求めて随時開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により選出する。座長は検討会を総括する。
- (3) 検討会は、議論の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができる。
- (4) 構成員が検討会に出席することができないときは、当日出席する構成員の承認を得て、参考人を出席させることができる。
- (5) 厚生労働省社会・援護局長は、議論の必要に応じ、厚生労働省、こども家庭庁の関係部局及び（独）福祉医療機構に出席を求めることができる。
- (6) 本会議の運営にかかる庶務は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課が行う。
- (7) 検討会、その資料及び議事録（以下「検討会等」という。）は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、座長は、検討会等を非公開とすることができる。その場合も、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。